

令和6年度子どものインフルエンザ予防接種予診票点検マニュアル (医療機関向け)

予防接種予診票は、予防接種委託料の支払い根拠資料となり、また健康被害が発生した場合、予防接種による健康被害なのか認定するために必要な書類となります。

子どものインフルエンザ予防接種予診票点検ポイント

請求用を医師会に提出すること

4,500円助成(差額自己負担)

4,500円の記載になっているか確認

記入もれがないか確認ください
保護者署名欄に、保護者(又は同伴者)の氏名があるか
(接種を受けるお子さんの名前を誤って書いていないか)
接種を受ける人が16歳以上の場合は、接種を受ける本人が署名しているか

10月1日現在13歳未満の方には予診票(青)を2枚送付しています。
★1回目の接種日までに誕生日を迎え13歳に到達した方の助成は原則1回です。
★13歳未満で1回目の接種を行った場合は2回目を使用できます。

6か月～13歳未満予診票(青)

13歳未満2回接種対象者は「青色」の予診票
13歳以上の1回接種対象者は「緑色」の予診票を送付しています。白抜き「6」模様があるもののみ請求可能です。

13歳以上～高校3年生相当年齢予診票(緑)

接種年月日
10月1日～1月31日 以外は不可

13歳未満2回接種対象者は「青色」の予診票
13歳以上の1回接種対象者は「緑色」の予診票を送付しています。白抜き「6」模様があるもののみ請求可能です。

13歳以上～高校3年生相当年齢予診票(緑)
接種年月日
10月1日～1月31日 以外は不可